

■介護保険のサービスを利用するまでの流れ

介護保険のサービスが必要になったら・・・

施設入所や在宅サービス（ヘルパー・デイサービス・デイケア・福祉用具・住宅改修など）を利用したい時は・・・

申請に必要なもの

- ・印かん（要介護・要支援認定申請書は役場・総合支所にあります）
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者：65歳以上の場合）
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者：※40～64歳の場合）
※該当となる病名が決められていますので、ご相談ください。

認定の有効期間内に心身の状況が変化したら・・・？

再審査を求める「区分変更申請」を行うことが可能です。役場または総合支所担当課にご相談ください。

⑨ 更新の申請

介護認定の有効期間は6か月～4年間です。引き続きサービスを利用したい場合は認定の更新手続きが必要です。期限が近づいた方には役場または総合支所からご連絡します。

① 申請

大空町役場 福祉課
健康介護グループ、
または東藻琴総合支所
住民福祉課福祉
グループへ「要介護・
要支援認定」の
申請をします。

② 認定調査

役場・総合支所担当課の
保健師または認定調査員
が訪問し、心身状況の調
査を行い、全国共通の調
査票に沿ってどのくらい
の介護が必要かを調査し
ます。《一次判定》

※主治医意見書作成のため
の受診が必要となります。

③ 審査・判定

訪問調査の結果や主治
医の意見書をもとに、
保健・医療・福祉の専
門家が全国一律の基準
により審査・認定しま
す。《二次判定》

④ 非該当

（自立）

地域支援事業等の介
護予防・福祉サービ
スが受けられる場合
があります。
役場または総合支所
担当課にご相談くだ
さい。

④ 認定

原則として、申請から30
日以内に認定結果が通知
されます。

⑤ 施設入 所を希望さ れる場合

役場または総合支
所担当課にご相談
ください。

⑤ 在宅サー ビスの利用を希望 される場合

要支援1・2の認定を受
けた方は地域包括支援セ
ンターで、要介護1～5
の認定を受けた方は居宅
介護支援事業所でサービ
スの調整を行います。
（事業所は52ページの
リストをご参照くださ
い）

認定結果に「不服」がある場合

再審査を求めることが可能で
す。
役場または総合支所担当課へ
お申し出ください。

⑧ 在宅サービスの利用開始

サービス事業所と契約を行います。
介護・介護予防サービス計画書に基づ
いてサービスを利用します。

※サービス費用は一定割合（1割 ※
2割・3割の場合もあります）が利
用者負担となります。役場または総
合支所より「負担割合証」が交付さ
れますのでご確認ください。
※サービス利用の変更は、担当の介護
支援専門員（ケアマネ）にご相談く
ださい。

⑦ サービス担当 者会議

本人、家族、介護支援専
門員（ケアマネ）、役場
保健師、サービス事業所
担当者等が集まり、打ち
合わせします。

⑥ 介護・介護予防サービス 計画書の作成及び契約

居宅介護支援事業所または地域包括支援セン
ターと契約し、担当介護支援専門員（ケアマ
ネ）にサービス計画書の作成を依頼します。
⇒ 介護支援専門員（ケアマネ）と本人・家
族が相談し、サービス計画書を作成します。